

豊島区 企業等による事業提案制度 令和7年度募集要項

企業等による事業提案制度とは

みんなでつくる共創社会の実現に向け
企業やNPO法人等の事業者ならではの
柔軟な発想や専門的知見やスキルを活用し
地域課題の解決につながる提案に対し
区が支援を行う制度です。

企業等のチカラで

さらに
楽しく！



さらに
元気に！



さらに
安全に！



さらに
便利に！



さらに
快適に！



さらに
まちのチカラをアップデートする提案を募集します。

目次

タイトル

	頁
1. 制度について	…3
2. 制度のメリット	…3
3. 募集する事業テーマ	…3
4. 対象者	…4
5. 補助額・補助期間	…4
6. 提案可能な企業等の要件	…4
7. 応募方法	…5
8. 事前相談	…5
9. 提出書類	…6
10. 主なスケジュール	…7
11. 一次審査・二次審査について	…7
12. 区民投票について	…8
13. 審査会について	…8
14. 結果の公表について	…8
15. 採択案決定後について	…8
16. 補助の対象経費及び対象外経費について	…9
17. 補助金の申請～交付について	…10
18. 補助金の手続きフロー	…12
19. その他	…13
20. 提出先・問い合わせ先	…13

1. 制度について

豊島区の最高指針である「豊島区基本構想」の理念に掲げる**共創の推進**を体現していくことを目的に、本年度より新たに「豊島区企業等による事業提案制度」を開始いたします。

豊島区をよりよくしたい企業等から、地域課題の解決につながる主体的かつ具体的な提案をしてもらい、企業等のアイデアやノウハウを活用して実施する**継続性のある事業**※に対し、区が初期支援を行います。

※継続性のある事業とは、長期的に実施し、成長を目指す事業です。

2. 制度のメリット

企業等のメリット	事業に直接的にかかる費用の一部の補助を受けることができ、初期経費が課題となっている企業等においても、事業収益による自立・持続可能な事業への成長を目指すことができます。
区のメリット	地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者の持つノウハウやアイデアを最大限に活用することで、多様化する区民ニーズへの効果的対応や「住みたい・訪れたい」まちの実現の可能性が広がります。

3. 募集する事業テーマ

豊島区基本構想に掲げる『**7つのまちづくりの方向性**』（以下の図）より事業テーマを選択してください。また、事業は、区の施策の方向性に合致しているもので、企業等が事業の実施主体であり、かつ継続性のあるものを提案してください。



※以下の事項に該当する事業は募集対象外となります。

- 公益性がないもの
- 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- 現金給付又は施設整備を目的とするもの
- 公序良俗に反するもの
- 区の施策として既に存在していると認められるもの
- 提案事業と同一の内容で、公的機関から補助金等の資金助成を受けているもの、又は受ける予定のあるもの
- その他、提案としてふさわしくないもの

4. 対象者

企業その他NPO法人等の事業者（共同事業体も含む）

※個人は除く

※事業者の主たる事務所が日本国内にあれば、区外の事業者でも提案可能です。

5. 補助額・補助期間

補助額…1つの提案につき、年間の総事業費の**2分の1**又は上限**500**万円のいずれか低い額を上限とします。

補助期間…最長**3**年間

6. 提案可能な企業等の要件

提案できる企業等は、以下の全ての資格を満たすものとします。

※詳細は「豊島区企業等による事業提案制度実施要綱（以下実施要綱）」参照

基準日（事業提案の受付期間の最終日）時点において、正当な理由なく以下の資格を欠いた場合は、その事業提案を無効とします。

- ① 豊島区競争入札参加停止措置及び指名停止措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）による指名停止措置を受けている者。
- ② 従業員等に社会保険加入資格があるにもかかわらず、加入させていない、金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にある者。
- ③ 過去3年間に於いて、国税や地方税を滞納している者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
- ⑥ 提案する事業の実施に必要な関係法令、労働関係法規、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、その他の法令や区の条例規則に違反している者。
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

その他、次のいずれかに該当する者を含む場合には、対象企業等からは除きます。

⑧ 豊島区議会議員

⑨ 豊島区暴力団排除条例（平成23年豊島区条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者

7. 応募方法

事業提案の応募受付期間と、提出方法については以下のとおりです（申請書類については、P.6で案内します）

(1) 受付期間

令和7年7月1日(火) ～ **9月30日(火)**まで(郵送必着)

(2) 提出方法

① インターネットによる提出

専用の応募フォーム(Logoフォーム)へ必要事項を入力、必要書類をアップロードして送信してください。



▶ 応募フォーム(Logoフォーム)

URL: <https://logoform.jp/form/gXWR/1111236>

※Logoフォームのアカウント登録は任意です。登録をすることで、マイページ上で申請履歴を確認できます。

② 郵送による提出

申請書類を豊島区政策経営部シティプロモーション課へ郵送してください。※P.13参照

8. 事前相談

提案にあたっては、必要に応じて、区や東京都の事務の確認や提案するにあたっての疑問点の解消など、事前に相談ができます。

(1) 相談内容

- ① 申請方法や、申請書類の記載方法に関する相談
- ② 区の所管事務に該当するか(国又は東京都の事務ではないか等)の確認
- ③ 法令等に準拠しているかの確認
- ④ 類似する既存事業の有無の確認

(2) 実施期間

令和7年7月1日(火) ～ **9月9日(火)**まで(郵送必着)

(3) 申込み方法

① インターネットによる受付

専用の事前相談申込フォーム(Logoフォーム)へ必要事項を入力、必要書類をアップロードして送信してください。 ※応募書類の提出フォームと異なりますのでご注意ください。



▶ 事前相談申込みフォーム(Logoフォーム)

URL: <https://logoform.jp/form/gXWR/1108688>

② 郵送による受付

区ホームページに掲載している「事前相談シート」に相談事項を記載し、豊島区政策経営部シティプロモーション課へ郵送してください。※P.13参照

(4) 申込み後の流れ

相談内容を確認のうえ、区より相談者にメールで回答します(**14日以内**に回答します。関係課に照会をかける内容が含まれている場合は、回答にお時間がかかります)

9. 提出書類

以下の書類を提出してください(実施要綱別表1)。※各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

	提出書類	記入内容・注意点	様式
1	豊島区企業等による 事業提案制度 提案書	—	様式第1号
2	事業計画書	—	様式第2号
3	事業収支予算書	①補助金申請年度分(最長3か年度分) ②上記①終了後の1か年度分	様式第3号
4	事業工程表	①補助金申請年度分(最長3か年度分) ②上記①終了後の1か年度分	様式第4号
5	企業等概要書	—	様式第5号
6	区民投票用提案事業 概要シート	—	様式第6号
7	企業の概要がわかる パンフレット等	—	任意様式
8	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	・発効後3か月以内のもの <写しも可>	任意様式
9	財務諸表	・損益計算書(直近決算のもの)※ ・貸借対照表(直近決算のもの) ※NPO法人の場合は活動計画書	任意様式
10	納税証明書	・法人事業税の納税証明書(直近のもの)※ ・法人税の納税証明書その1(直近のもの)※ ・※ ※納税義消費税及び地方消費税の納税証明書 その1(直近のもの)務がない場合は提出不要 <写しも可>	任意様式

●補助金申請期間が3か年度の場合
→年度毎に作成し、①②で合計4枚

●補助金申請期間が単年度の場合
→年度毎に作成し、①②で合計2枚

事業の継続性の確認のためご提出いた
だいております。

(留意事項)

- ・提案にかかる費用は、提案事業者の自己負担となります。
- ・提出された書類は、選定以外には使用することはありません。
- ・提案書類は返却しません。
- ・提案書類に虚偽が発覚した場合は、提案無効とします。
- ・書類提出後、提案を辞退する際には、提案辞退届(実施要綱様式第7号)を区ホームページよりダウンロードし、提出してください。

10. 主なスケジュール

内容	日程
事業提案の応募受付期間	令和7年7月1日(火)～ 9月30日(火)まで(郵送必着)
事前相談の受付期間	令和7年7月1日(火)～ 9月9日(火)まで(郵送必着)
一次審査(書類審査) 二次審査(書類審査)	令和7年10月頃
区民投票	令和7年11月頃～12月頃
審査会(プレゼンテーション審査含む) 採択案決定	令和8年1月頃
事業の詳細協議	令和8年2月頃
議会の議決(確定)	令和8年3月頃
協定書の締結 事業開始	令和8年4月～

11. 一次審査・二次審査について

(1) 一次審査(書類審査)

本制度の趣旨に沿った提案となっているか、実施要綱に定める除外すべき項目に該当していないか等の確認をします。

(2) 二次審査(書類審査)

以下の6つの審査項目に着目し、審査します。

内容	日程
①課題設定	課題設定(事業テーマ)が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。
②独創性	区の取組に見られない独創性と新たな視点が認められるか。
③波及力	事業を行うことで、区と区民に対して大きな効果が見込まれるか。
④経済性	想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。
⑤公益性	区が支援をするのにふさわしい公益性を有したものであるか
⑥継続性	持続可能な事業で事業者自らが事業を継続できるものであるか。

12. 区民投票について

審査の透明性の向上や、地域のニーズの反映のために、二次審査を通過した事業に対し、区民による投票を実施します(二次審査の通過者には、区より通知します。)

(1) 投票ができる人

区内に住所を有する個人(区民とする。)

【対象外】

- ・ 豊島区議会議員
- ・ 豊島区職員
- ・ 豊島区暴力団排除条例(平成23年豊島区条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者
- ・ 提案企業の役員及び従業員

(2) 投票方法

- ・ 投票には、事前に提出いただいた「区民投票用提案事業概要シート(様式第6号)」を使用します。
- ・ 区民一人につき一回までとし、投票の取消は不可です。
- ・ 提案企業の名称は非公開とします
- ・ 投票はインターネット等で実施します。

13. 審査会について

区民投票実施後、外部有識者を含めた審査会による審査を行います。審査会では二次審査の通過者によるプレゼンテーションを予定しています。

また、審査会での審査では以下のものを加味して実施します。

(1) 区民投票結果

(2) 地域貢献度(提出時の様式第5号の区内地域事業の参加実績等)

(3) プレゼンテーション審査結果

…プレゼンテーションの詳細は、事前に対象者に通知します。

14. 採択案の決定・結果の公表について

審査会の結果、補助対象となった提案については、区ホームページで公表し、提案企業等に別途通知します。

15. 採択案決定後について

(1) 議会の議決

- ・ 豊島区議会での予算の議決をもって事業が確定します。

(2) 協定の締結

- ・ 事業の実施主体である提案企業等は区と、事業の詳細について協議を行い、協定を締結します。
- ・ 協議においては区は必要に応じて提案の趣旨を損なわない範囲で修正を加えることができます。

(3) 事業の報告

- ・ 事業の実施状況について、事業実施中及び事業終了後に区へ報告してください。
- ・ 複数年度にわたる事業においては、区への報告をもって、翌年度の補助金交付の可否について、都度審査会で決定します。

16. 補助の対象経費及び対象外経費について

補助金の交付については、「豊島区企業等による事業提案制度補助金交付要綱」(以下交付要綱)に定めています。

(1) 補助金の【対象経費】については以下のとおりです。

補助の対象経費	
①提案事業の実施のために雇用する人件費	事業に要した経費であることが証明できる場合のみ
②旅費交通費	
③印刷製本費	
④会議室等使用料	提案事業実施や提案事業打合せに要する会場使用料等
⑤通信運搬費	電話代、郵送費等
⑥消耗品費	物品、原材料費等
⑦備品費	長期継続使用するものであって、単価が10万未満のもの
⑧業務委託費	
⑨車両費	車両賃借料等
⑩賃借料	機器リース料等
⑪保険料	
⑫手数料	
⑬謝金	講師謝礼等
⑭水道光熱費	
⑮地代家賃等	
その他提案事業に直接要する経費のうち、区が必要と認めるもの	

(2) 補助金の【対象外経費】については以下のとおりです。

補助の対象外経費	
①事業実施企業等の運営に要する経費	企業等設備資金、社員の給与等の人件費、関係団体等への会費・交際費など
②使途が特定できない経費	予備費、雑費、繰越金など
③提案事業の実施に直接関係がない経費	事業実施後の反省会・打ち上げ等の経費、基金・積立金など
④建物等の施設建設または施設維持管理に関する経費	
⑤提案事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費	
その他、区が不適切と認定するもの	

補助の対象外経費は、総事業費に入れることができないの
ご注意ください。

17. 補助金の申請～交付について

(1) 補助金交付申請時の書類

協定を締結後、事業の実施年度になりましたら、すみやかに区へ以下の書類を提出してください。
※様式は区ホームページよりダウンロードできます。

①豊島区企業等による事業提案制度補助金交付申請書(交付要綱第1号様式)

②実施要綱の別表1に定める書類(P.6参照)

※①に記載する補助金申請金額は、②の事業計画書(実施要綱第2号様式)で示した総事業費及び補助金申請額を記載してください。

【注意】複数年度にわたる事業の場合の補助金申請について

複数年度にわたる事業の場合、翌年度の補助金の交付の可否については、事業実施中及び事業終了後の報告をもって、審査会で決定します。審査会で決定度、区との協議及び協定締結を経てから、上記の交付申請手続きに進んでください。

補助金申請は**年度毎に手続きが必要**です。

(2) 交付決定通知

審査結果を受けて、補助金を交付することとした事業には、「豊島区企業等による事業提案制度補助金交付決定通知書」(交付要綱第2号様式)をお渡しします。

【注意】補助金交付限度額について

交付決定通知書に記載された補助金交付限度額は **補助金の上限額**であり、これを超えて請求をすることはできません。また事業終了時の総事業費(実績)によっては、補助金の確定額が**当初の交付限度額より減額となり、差額の返還を求める場合があります**。

(3) 交付決定後の手続き

① 事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときには、「事業変更・廃止・中止承認申請書」(交付要綱第5号様式)を区へ提出してください。なお、軽微な変更はこの手続きを省略することができます。詳しくは区へお問い合わせください。

(4) 実績報告

事業終了後、速やかに事業報告として次の書類を提出してください。

- ・ 豊島区企業等による事業提案制度補助金実績報告書(交付要綱第7号様式)
- ・ 事業収支決算書(交付要綱第8号様式)
- ・ **領収書・レシートなど経費の支出が確認できる証拠書類**

総事業に含まれるすべての支出について提出してください。
原則、事業実施年度内のものが対象になります。

(5) 補助金の確定

実績報告書類を審査し、補助金額を確定した後、区より「豊島区企業等による事業提案制度補助金確定通知書」(交付要綱第9号様式)を通知します。

※事業終了時の総事業費が申請時の総事業費(予定金額)を下回った場合、当初の交付限度額よりも補助金確定額が減額となることがあります。

(6) 補助金の請求

① 確定払いによる請求

補助金の請求は、原則として事業が終わり、実績報告を行い、補助金の額が確定した後に行うことになります。「豊島区企業等による事業提案制度補助金請求書」(交付要綱様式第10号)に必要事項を記入の上、区へ提出してください。

② 概算払いによる請求(例外)

例外として、事業終了前に概算払いとして補助金を請求することができます。この場合には、「豊島区企業等による事業提案制度補助金概算払請求書」(交付要綱様式第11号)(以下概算払請求書)」に必要事項を記入して、区へご提出ください。

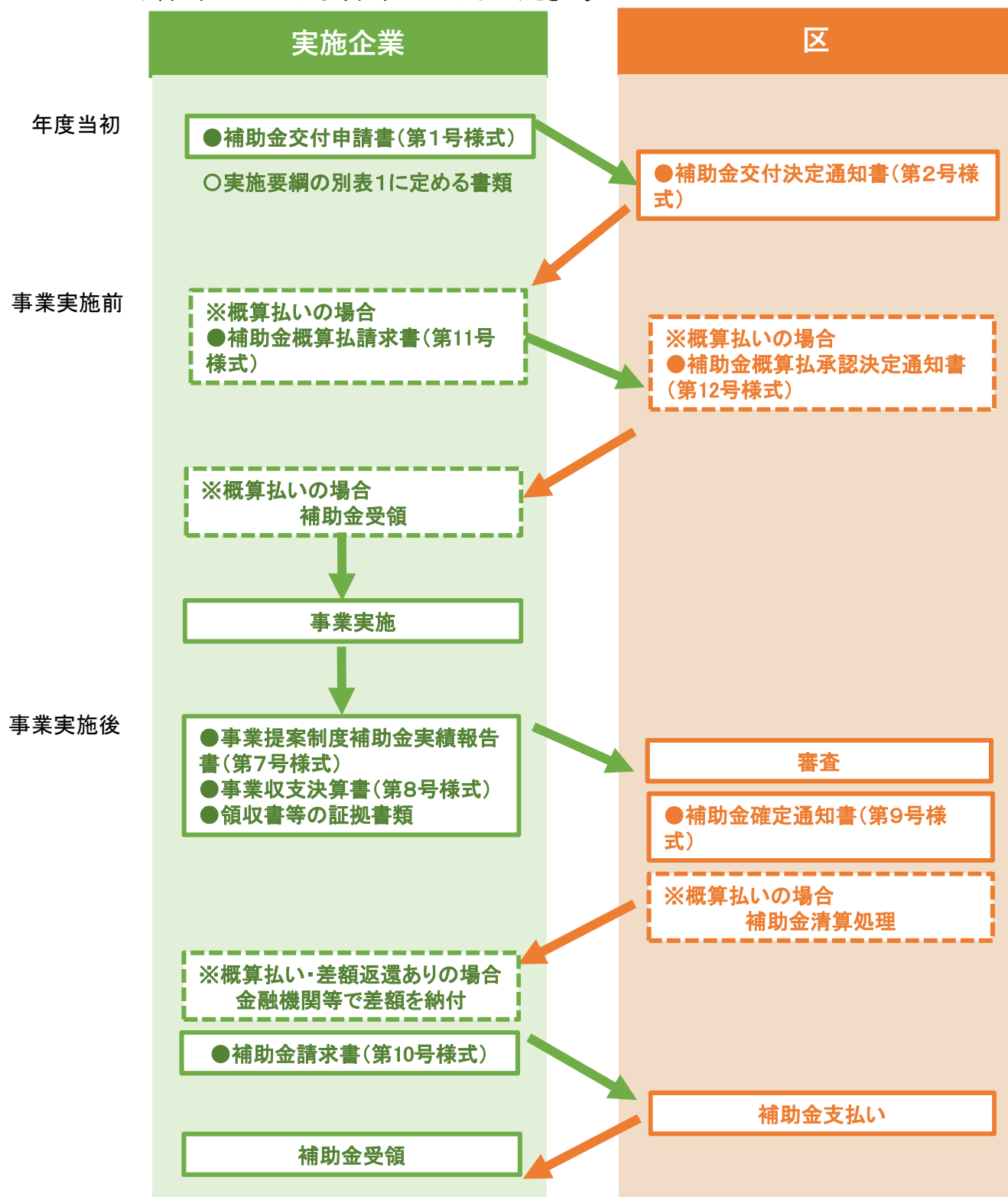
ア 当初の交付限度額が補助の上限額となりますので、事業終了時の総事業費が補助金申請時の総事業費を上回っていても、追加請求することはできません。

イ 概算払請求書で受領した補助金額よりも事業終了後の実施報告により確定した補助金額が少ない場合は、補助金清算処理を行うためその差額を返還してください。

補助金のフローについては次の頁を参考にしてください。

18. 補助金の手続きフロー

複数年度にわたる事業の場合、補助金は年度毎に申請していただきます。交付要綱の各様式については、区ホームページよりダウンロードしてください。



[] は概算払いの場合 [] は確定払いの場合

※上記フローに記載がない、不承認の通知や、事業の中止等の手続きについては、交付要綱をご確認ください。

19. その他

(1) 事業提案に関わる個人情報については、個人情報の保護に係る法律の規定に基づき、適切に処理します。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助金の交付にあたり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部または一部の返還を命ずることになります。

20. 提出先・問い合わせ先

豊島区政策経営部シティプロモーション課
〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 5階
電話 03-4566-2841
メールアドレス A0030077@city.toshima.lg.jp

